



下請法クイズ



下請法の理解に役立つ**下請法クイズ**を今年も作ったよ！
是非一度チャレンジしてみてね♪
クイズはステップ1（下請法の適用範囲）とステップ2（親事業者の義務・禁止事項）の2種類あるよ♪



【ステップ1】

Q Cさんは、資本金1億円の運送会社に勤務しており、外注先への発注業務を担当しています。ある日、荷主から大量の貨物の運送を請け負ったため、これを他の運送業者に対して再委託しようと考えています。

この再委託は、どのような条件が満たされれば下請取引に該当することになるでしょうか。次の①～③の中から適当と思われるものを選んでください。

- ① 他の運送業者の資本金が1000万円以下であること。
- ② 他の運送業者と継続的に取引をしていること。
- ③ 他の運送業者が運送の専門業者であること。

【ステップ2】

Q Dさんは、資本金6000万円のビルメンテナンス会社に勤務しており、清掃業務を委託している下請事業者との価格交渉や発注業務を担当しています。

次の①～③に掲げるDさんが採った行動は、下請法を遵守する観点から適当といえるでしょうか。

- ① 客先であるビルオーナーとの価格交渉が長引いたため、委託料の欄を空欄のまま発注書面を交付した。
- ② 下請事業者から単価の引上げを求められたが、下請事業者から理由を聞かずに、一方的に従来どおりに単価を据え置いた。
- ③ 客先からの発注がキャンセルされたことを理由に、下請事業者への発注を取り消し、発注を取り消すまでに下請事業者が要した費用を自社が全額負担した。



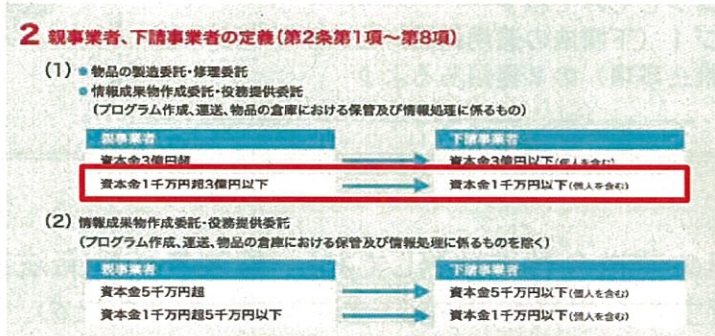
回答 & 解説



【ステップ1】

下請法は、適用の対象となる下請取引の範囲を「取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託）」と「取引当事者の資本金の区分」の両面から定めており、この2つの条件を満たすと下請法が適用されます。このうち、資本金区分を図で表すと次のようになります。

【参考】資本金区分（親事業者、下請事業者の定義）



- ①:「**適 当**」 運送は、図表(1)の資本金区分に照らして判断します。設問におけるCさんの会社の資本金は、1億円であるため、「親事業者 資本金1千万円超3億円以下」の範囲に該当します。その場合、委託先の運送業者の資本金が「下請事業者 資本金1千万円以下(個人を含む)」の範囲に該当すれば下請取引に該当します。
- ②:「**不適当**」 継続的に取引を行っているかは、下請法の適用の有無を判断する条件ではありません。
- ③:「**不適当**」 委託先が委託内容の専門業者であるかは、下請法の適用の有無を判断する条件ではありません。

【ステップ2】

- ①:「**不適当**」 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、直ちに、下請事業者の給付の内容、下請代金の額、支払期日及び支払方法その他の事項を記載した書面を下請事業者に交付する必要があります（下請法第3条第1項）。
- 設問のように、発注時に発注書面を交付していたとしても、委託料（下請代金の額）が記載されていない場合は、発注書面に記載すべき必要記載事項の一部が記載されていないため、書面の交付義務の規定に違反します。
- ②:「**不適当**」 下請代金の決定において、通常支払われる対価に比し著しく低い額を不当に定めることは、「買いたたきの禁止」（下請法第4条第1項第5号）の規定に違反します。
- 例えば、明らかな人件費の高騰により、下請事業者のコストが上昇しているにもかかわらず、設問のように、下請事業者と十分な協議をすることなく、下請代金の額を従来の単価に据え置くことは、当該規定に違反するおそれがあります。
- ③:「**適 当**」 下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領する前に発注を取り消すことより、下請事業者の利益を不当に害すると、「不当な給付内容の変更又は不当なやり直しの禁止」（下請法第4条第2項第4号）の規定に違反します。
- 設問のように、親事業者の都合（客先からのキャンセル）で、下請事業者が清掃を行う前に、下請事業者への発注を取り消す場合、発注が取り消されるまでに下請事業者が要した費用（下請事業者が手配した清掃機器や人員に係る費用など）を親事業者が全額負担するなど、下請事業者の利益を不当に害しないと認められる場合には、当該規定の問題となりません。



お問い合わせ先 公正取引委員会事務局中部事務所 下請課

電話 052-961-9424 (直通) FAX 052-971-5003

ホームページ <https://www.jftc.go.jp>



公正取引委員会